

〔論 文〕

行為の選択可能性と責任

吉原 雅子

Alternative Possibilities and Responsibility

Masako YOSHIHARA

A person is morally responsible for what she has done only if she could have done otherwise. This principle (the Principle of Alternative Possibilities) has been widely accepted, but Harry Frankfurt presented a counterexample to this principle, which radically altered the direction of debate on free will and moral responsibility, and compatibility of these two with determinism.

Frankfurt proposed to replace the principle with "a person is not morally responsible for what she has done if she did it only because she could not have done otherwise". But I think this revision is not convincing for three reasons. (1) Frankfurt uses the expression 'because' ambiguously. (2) He doesn't succeed in explaining why it is necessary to use the expression 'only because' instead of 'because'. (3) We can think up counterexamples to this revised version too.

Key words: moral responsibility (道徳的責任), the principle of alternative possibilities (別可能性原理), determinism (決定論), Harry Frankfurt (H. フランクファート)

序

我々は、人が他人から強制されて行為した場合、その行為者にはその行為の責任はないと考える。また、たとえば中毒症状によって麻薬を摂取したときには、中毒症状がないのに摂取したときは違って、行為者には摂取したことに対する責任はないと考える。なぜこれらの場合に行為者が行為に対する責任を免れるのかと問われれば、これらの場合には他の行動をとろうと思ってもそれなかったのだから仕方がないのだ、と答えるのが一般的だろう。

この「他の行為ができなかった場合には、行った行為に対して行為者は責任を負わない」という考えを、本論文では「PAP」(the Principle of Alternative Possibilities) と呼ぶことにしよう。

PAP :

人が自分のある行為に対して責任を負うなら、その

人には他の行為を行うことも可能であった

もしくは

もし他の行為を行うことが不可能だったなら、その人には行った行為に対する責任はない

PAP は、哲学や倫理学においても受け入れられてきた考え方である。例えば、「(行為も含め) 全ての出来事は因果的に決定されている」という考え方(決定論)と「人は自らの(自由な) 行為に対して責任を負う」という考え方が両立するか否かという、倫理学上の大きな議論は、一つには PAP を前提することにより生まれたものである。PAP は、常識によって受け入れられているのみならず、哲学的議論にもしばしば用いられてきたものなのである。

この一般常識に基づく哲学的議論に大きな影響を与えたのが、H. フランクファートの議論である。中でも特によく知られているのは、一連の論文の中

で初期の1969年に書かれた“Alternate Possibilities and Moral Responsibility”である。彼はこの論文の中でPAPに対する反例を提出し、決定論と責任との両立可能性をめぐるその後の議論の指向性を大きく変えた。

フランクファートの理論全体に対する批判は沢山提出されているものの、“Alternate Possibilities and Moral Responsibility”での論証に対する決定的な反論は提出されておらず、この論文における彼の議論はいまだに影響力をもっている。本論文はフランクファートの議論を改めて検討し、その妥当性を問うことを目的とするものである。

1 PAPへの反例

ケース1)

ピエールは友人を空港へ送るために正午に車で迎えに行くと約束していた。正午が過ぎても彼は現れなかった。彼は約束を憶えていたにもかかわらず部屋でテレビを観ていたのだった¹⁾。

彼のこの行動は、非難されるべきだろうか。

当然、非難されるべきであろう。というのも、彼は約束を守って迎えにいくこともできたのに、そうしなかったからだ。彼は、迎えに行くべきであったのに部屋でテレビを観ていたことに対して、道徳的責任を負っている。

では次のように想定を変えてみよう。

ケース2)

ピエールは友人を空港へ送るために正午に車で迎えに行くと約束していた。正午が過ぎても彼は現れなかった。彼は約束を憶えていたにもかかわらず部屋に居続けたのだった。なぜなら彼はその時、内側からは開かない鍵を外からかけられてしまい、部屋から出る手段がなかったからだ。

彼のこの行動は、非難されるべきだろうか。

この場合は、彼は非難されるべきではないだろう。というのも、彼には部屋から出て迎えに行くことはできなかったからである。彼は部屋にいたことに対して、道徳的責任を負っていない。彼が迎えに行か

なかつたことは仕方がないこととされる。

これらのようなケースを見る限りでは、PAPの原則は正しいように思われる。

一般に、全ての生き物が、それが行うすべての行為について、責任を問われるわけではない。では、責任が問われる行為とはどのような行為なのだろうか。行為の責任を帰属させうるための条件が何であるかについてはさまざまな提案がなされてきているが、少なくとも行為主体が自分の行為をコントロールできるのでなければならない、と多くの哲学者は考えてきた。では行為を自分でコントロールするとはどのようなことだろうか。一つの考えは、行為の起源が行為者自身にあるということである。この意味で行為をコントロールできれば責任を帰属せられる、という立場をとった哲学者もいる。だが、この意味でのコントロールではなく、あるいは、この意味でのコントロールに加えて、次のような意味で「コントロールできる」ことが必要だと考えた哲学者も多い。それは、複数の可能な行為の中から行為を決定できることである。たとえば、ケース2)の鍵をかけられて部屋に閉じ込められてしまった場合には、ピエールは部屋に居留まざるを得ず、部屋にいることとそれ以外のこと（つまり、部屋から出て行くこと）の間から自分の行為を決定する自由をもっていないように見える。それに対して、ケース1)の、ただ怠惰でテレビを観ていた場合には、彼には部屋でテレビを観ること、部屋から出て迎えに行くこと、あるいはそれ以外の中から、自由に行為を決定することができた。これらの例を見る限りでは、非難や賞賛を向けられるケースは、複数の行為の可能性があり、そこから行為者自身が選んで行為を決定しているケースである。ゆえに、これらの例を見る限りでは、行為の責任を行為主体に帰属させる為には、少なくとも、実際に行ったのとは異なる行為が可能であったという条件は必要であるように思われる。すなわち、PAPは正しいように思われる。

だがこの考えに対しては反例をつくることができる指摘されている。先ほどの例を修正して考えて

みよう。

ケース 3)

ピエールは友人を空港へ送るため正午に車で迎えに行くと約束していた。正午が過ぎても彼は現れなかった。彼はその日、内側からは開かない鍵を外からかけられてしまい、他に出る手段がなかった。ただし彼はこのことを知らなかった。彼は単に、迎えに行く気にならなかったので、部屋でテレビを観続けていた。

彼のこの行動は、非難されるべきだろうか。

この場合、仮に彼が迎えに出掛けようと思ったとしても、彼には部屋から出していくことはできなかつた。したがって迎えに行くことは彼には不可能なことであった。しかしそれにもかかわらず、彼が非難を受けるのは妥当であるように思われる。

H. フランクファートが “Alternate Possibilities and Moral Responsibility”において PAP への反例として挙げたのは、これに類した例である²。彼はこのような例を、「実際に行った行為以外の行為は何もできないような状況ではあるが、行為者がその行為を行うことをもたらすのに、その状況が何の役割も果たしていない」状況の例とみなしている。彼の考えるところでは、行為を道徳的に評価することにおいて役割を果たすものは、その行為の生成において何らかの役割を果たしているもののみである³。「行為の生成において役割を果たしている」ということの定義はフランクファートは述べていない。だが、〈他の行為が不可能である〉ことが行為の生成において役割を果たしているか否かの判断基準として、彼自身は、〈もし他の行為が可能であったならばその行為者はどのように行為していたか〉ということを用いている。もし他の行為が可能であってもその行為者は同じことをしていただろうと言えるのであれば、〈他の行為が不可能である〉ことは行為生成に何の役割も果たしていないとみなされ、別の行為を選択していたであろうと言えるのであれば、役割を果たしていると言える。ケース 3)において、ピエールは、もともと閉じ込められていることを知

らずとも部屋にいたのだから、もし部屋に閉じ込められておらず出て行くことが可能であったとしても、出て行くことはなかっただろうと言える。従って、部屋にいる以外の行為が不可能だったことは、部屋に居続けたという彼の行為が生成されることにおいて役割を果たしていない。従って、ケース 3)においては、〈他の行為が不可能である〉ことは、彼の行為の道徳的評価には影響を及ぼさず、部屋にいたことに対する彼の責任を取り消す効果をもたない。ピエールに責任を帰属させることは、このように説明される。

2 PAP 以外による説明

このようなケースは、PAP に対する強力な反例となっているように思われる。この反例、あるいはこれに類した反例の説得力を理由に、多くの哲学者達は、責任帰属の条件は「行為を選択できること」であるという考えを放棄し、別の条件を探してきた。フランクファートをそのような哲学者の一人と見る見方もある。というのは、“Alternate Possibilities and Moral Responsibility” 以外のフランクファートの論文においては、彼は責任帰属の必要十分条件について次のような説明を与えているからである。

責任帰属に必要な仕方で行為がコントロールされている場合とは、その行為が行為者の自己 (self) を反映した種類の欲求に基づくものである場合である。では行為者の自己を反映した欲求とはどのような欲求のことだろうか。責任を帰属されうる「人格」の一つの特徴は、行為への欲求に対する二階の欲求をもつことができるにある。一階の欲求は行為に向けられる（「～したい」という欲求）が、二階の欲求は、特定の一階の欲求が意志となることに向けられる（「～しようと思いたい」という欲求）。この二階の欲求によって意志となることを望まれる一階の欲求が、自己を反映した欲求である。たとえば、薬物中毒の患者が、薬物を摂取したいという一階の欲求と、薬を止めたいという一階の欲求と、薬への欲求に薬を止めたいという欲求が勝って欲しいという二階の欲求をもっているとしよう。彼の二階の欲求は、言い換えれば、薬を止めたいという欲求が意志

となること（薬を止めたいという欲求によって動かされること）への欲求である。行為者である彼自身を反映した一階の欲求は、従って、薬を止めたいという欲求である。このとき、もし彼が中毒症状によって薬物を摂取したならば、彼は行為へのコントロールを欠いていたとみなされるだろう。一方、二階の欲求の通りに薬を止めたのであれば、この行為は彼自身を反映した行為であるとみなされることになる⁴。

このように説明される責任帰属の条件が、上のピエールのケースにどのように適用されるのかは明らかでない⁵。また、「他には何もできないような状況ではあるが、彼がそれを行うことをもたらすのに、その状況が何の役割も果たしていない」ならば責任は帰属されうる、というフランクファート自身の考えとどのように関係しているのかも明らかにされていない。二階の欲求に基づく責任帰属の説明は影響力をもってきたが、論文“Alternate Possibilities and Moral Responsibility”とは独立のものとして扱われているように思われる。

しかし、PAPから離れた所に責任帰属の条件を求めるのは正しい戦略であるように思われる。というのは、責任帰属の説明は、PAPに関する次のようなことを説明するものでなければ、十分な説明であるように思われるからである。もし行為の選択可能性が責任帰属の条件とならないのであれば、なぜ部屋に閉じ込められた（そしてそのことを知っていたが故に部屋に留まっていた）ピエールには責任がないことになるのだろうか。もし我々がピエールに対して迎えに行かなかったことを非難したら、ピエールは「部屋から出られなかつたのだから仕方がなかつたのだ」と弁解するだろうし、こうした弁解を我々は正当な理由を述べているものとして認めるだろう。われわれがこの弁解を、他のことはできなかつた、ということを述べたものでないと考えているのだとしたら、一体何を述べているものと考えて、正当な弁解だと認めているのだろうか。日常的な判断において、我々が人の行いを非難する多くの場合に「他のこともできたのに」と言うこと、そして行為者本人が「他のことはできなかつた」と言った場合の多くにその言い分が正当なものと認められ

ることを、説明できなければならないようと思われる。

フランクファート自身は、“Alternate Possibilities and Moral Responsibility”の中で、高階の欲求による行為の説明とは独立に、PAPを修正することによってこの弁解の正当性について説明している。彼によると、我々が「他のことはできなかつた」と言わされた場合に相手を免責するのは、単に他のことはできなかつたという事実があれば彼に責任がなくなるからではなく、なぜ彼がその行為を行つたのかをその事実が説明するからである。更に、我々は文字通り「他のことをできなかつた〈ために〉それをした」ということ以上のことをその言葉に読み込んでいる。私達は、彼は「他のことができなかつた」というただそれ〈だけのために〉それを行つた、ということを述べるものとして「他のことはできなかつた」という発言を解釈しているのである⁶。従つて、PAPは次のようなものに置き換えられなければならない、とフランクファートは言う。

PAP'：もし他の行為が可能でないというただそれだけのために行為したならば、その人にはその行為に対する責任はない

3 PAP' の問題点

以下ではPAP'の抱える問題点であると私が考えるものを三つ挙げようと思う。

第一の問題点は、他の行為が不可能である〈ために〉（“because”）行為するということがどのようなことなのか、明らかでないという点である。ある行為が行われたのが、他の行為が不可能だった〈ため〉であるかどうかは、どのようにして決まるのだろうか。

フランクファートは、他の行為が不可能である〈ために〉ある行為をするということと、他の行為が不可能であるということが行為の生成において役割を果たしているということを、同じ事として扱っている。しかし両者が同じことだと言うことは説明の役には立たない。

先ほどのピエールの例（ケース3）は、

① 他の行為が不可能である

ということと、

② 他の行為が可能である場合に行うのと同じ行為をピエールが行っている (=他の行為が不可能であることは行為生成において役割を果たしていない)

ということが成り立っている例であり、さらに、①②のうち②のために、「他の行為が不可能であった〈ために〉その行為をした」とは言えなくなっている例である。もし②が成り立っていないなら、すなわち①が成り立っていない場合に行っていたであろう行為と異なる行為をピエールが行っていたら、どうだっただろうか。その場合には、①がピエールの行為の原因となっているといって差し支えないようと思われる。それゆえ、ピエールは「他の行為が不可能である〈ために〉部屋にいたのであり、部屋にいたことに対して責任を負わない、とも言えるように思われる。

では、①が成り立っていないような場合はどうなのだろうか。①が成り立っておらず、PAP'の示す「他の行為が不可能だった〈ために〉」行った、という条件が満たされていることはありうるだろうか。

他の行為の可能性について行為者が知らないケースは、3) 以外にも想像することができる。次のようなケースを考えてみよう。

ケース 4)

ピエールは友人を迎えて行く約束をしていたが、内側からは開かない鍵を部屋の外からかけられてしまった。その部屋の中には隠しボタンがあり、それを運良く見つければ外に出ることが可能だったのだが、ピエールはそれを知らされておらず、出る手段がなくなったと判断して、そのまま部屋に留まってテレビを観ていた。

彼のこの行動は非難されるべきだろうか。

ボタンを押すことはピエールの身体能力の範囲内であり、また、もし彼が隠しボタンを見つけようと努力していたならば、見つけられたかもしれない。

従って、部屋から出て行くことは彼にとって可能な行為であったと言える。にもかかわらず、我々は、彼には友人を迎えて行かなかったことに対する責任はないと考えるだろう。

「他の行為が不可能である〈ために〉」行う、ということが、他の行為が不可能であることが客観的に見て行為の原因になっている、ということであるならば、①は必然的に要求されてしまうようと思われる。さて、ケース 4) は①が成り立っていないケースであり、かつピエールに責任が帰属されないケースである。PAP' の前件が満たされたためには①が成り立っていないなければならないのだから、このケースにおいてピエールに責任がないのは、PAP' の適用の結果ではなく、PAP' と無関係の原理によるのだろうか。そのように考えるのは妥当でないように思われる。なぜなら、ケース 4) においてピエールが「出られないと思ったから」と弁解したならば、我々は、それを尤もな言い訳であるとみなして、ピエールを免責するだろうからである。

このケースを PAP' で説明することができるためには、①が不要であるような仕方で「他の行為が不可能である〈ために〉その行為を行った」というフレーズを解釈する必要がある。では、具体的にどのような解釈ならよいだろうか。ケース 4) においては、肝心なのは、実際に他の行為が不可能だったということではなく、本人が不可能だと信じていたということである。この信念のために、「他のことはできなかった」という発言は、部屋に居続けたことの正当な言い訳になっている。このように、実際にそれが成り立っているか否かにかかわらず、「他の行為はできなかった」ということが行為者本人の述べる理由になっているならば、その行為者は「他の行為ができなかった〈ために〉」それを行ったのだと言えると考えられないだろうか。考えられるとすれば、PAP' を適用することによって、ケース 4) を説明できることになる。

「他の行為が不可能である〈ために〉」がどのようなことを意味するのか曖昧だという点は、それだけで PAP' の本質的な問題である訳ではない。「他の行為が不可能である〈ために〉」行為したとは、他

の行為が不可能であることが〈理由になっている〉ということだ、というように取り決めればよいだけの話である。だがこのように取り決めてても、別の問題が生じてしまう。行為者本人にはそうと知られないような仕組みによって他の行為の可能性が排除されている場合で、かつ行為者に責任がないような場合、責任がないことはPAP'によっては説明できないことになるという問題である。

ケース5)

ピエールは、閉じ込められてはいなかったが、知らずに脳を操作されて友人を迎えて行く気を失い、部屋でテレビを観続けた。

このような場合、彼には他の行為をすることは不可能であったように思われる。そして彼自身は、脳を操作されていることを知らないので、なぜ迎えに行かなかったのかと訊かれても「行くことができなかつたから」とは答えない。

ケース4)の考察から導いた「他の行為が不可能である〈ために〉その行為をした」ということの基準を採用するのであれば、この場合ピエールは、他の行為が不可能である〈ために〉その部屋にいたのではないことになる。他の行為が不可能であることは、彼の挙げる〈理由〉になっていないからである。従って、PAP'の前件は満たされていない。だがそれにもかかわらず、操作されて行った行為である以上、彼にはこの行為の責任はないように思われる。もちろん、「他の行為の可能性がない」というただそれだけの〈ために〉行為したことは責任が帰属されないための十分条件に過ぎないので、この事実は直接PAP'に抵触するわけではない。しかし、1)~4)のケースや、脅しによって他の行為の可能性が奪われた場合などについてはPAP'で説明できるのに、5)に関しては別の説明を用意する必要が生じるということになる。

PAP'の第二の問題点も、これに関係するものである。第二の問題点は、他の行為が不可能であるというただそれ《だけの》ために行為する、ということがどのようなことであるかが不明だということである。

ある。

フランクファートは、「だけ」という条件が必要な理由を、次のように述べている。

次のことは全て真でありうる。ある人があることをすることを避けるのを不可能にするような状況がある。その状況は、実際、彼がその行為をするということをもたらすことにおいて役割を果たしており、従って彼は他のことができなかつたためにそれをしたのだと言うのは正しい。その人は自分のしたことを本当にしたかった。彼はそれを本当にしたかったために行った。従って、他のことはできなかつたというただそれだけのために、彼はその行為をしたと言うのは、正しくない。これらの条件のもとでは、この人には自分の行ったことに対する道徳的な責任がありうる⁷⁾。

ここで想定されているのは、どのようなケースなのだろうか。①他のことができないという状況が、彼の行為生成に役割を果たしているということと、②その行為を本当にしたかった〈ために〉その行為を行った、ということの2つが同時に成り立っているようなケースでなければならない。では、①が成り立つか否かの基準は何か。既に述べたように、フランクファートが論文の中で用いている基準は、「もし他の行為が可能だったならば異なる行為を行っていたか否か」である。異なる行為を行っていた場合、「他の行為が不可能だった」ことは、行為生成において役割を果たしていることになり、「他の行為が不可能だった〈ために〉その行為を行った」のだと言える。では、②が成り立つか否かの基準は何か。①と同様にフランクファートが用いている基準を使うとするならば、「仮に他の行為が可能だったとしても彼はそれを行ったか否か」である。

だが、この①の基準と②の基準は本来排他的であり、両方を同時に満たすケースは不可能である。①の基準によると、もし他の行為が不可能であるという状況が行為生成において役割を果たしているならば、その状況がなかつたとしたら他の行為がなされていただろうと言えるが、もしその状況がなかつた

としたら他の行為がなされていたんだろうと言えるならば、②の基準によると、その人がその行為を行ったのは本当にそうしたかったためではないということになる。フランクファートの上の記述を整合的に解釈するには、①と②の少なくとも一方で、これらの基準とは異なる基準が与えられなければならない。だが、フランクファートの論文の中には、基準の候補となるものは何も見当たらない。結局、「他の行為が不可能であるというただそれ《だけの》ために」行為したという条件に抵触するケースが、どのようにして可能なのか、明らかでない。もしこの条件に抵触するケースが不可能なのだとすれば、「だけ」という条件は、いかなる可能な状況も排除しない、無意味なものとなるだろう。

論文 “Alternate Possibilities and Moral Responsibility” には、決定論と責任が両立するか否かという問題と PAP の関係について述べられている箇所もある。大略は以下のようなものである。「だけ」という条件が入らなければ、PAP は非両立論に深刻な影響を及ぼさない。というのは、もしかる行為を行うことが因果的に決定されているのであれば、決定されている「ために」その行為をしたというのを正しいだろうし、また因果的に決定されているということが他のことはできなかったということを意味するのであれば、他のことはできなかった「ために」その行為をしたというのも正しくなるからである。一方、PAP に「だけ」という条件が入ると、決定論と責任の両立は可能になる⁸。

どうやらフランクファートは、因果的に決定されていたために行はれし、かつ本当に行はれたことであるために行はれた、というような場合に行はれに責任を帰属することが、PAP に「だけ」という条件が入ることによって可能になる、と考えているようである。なぜならこの場合は、PAP の前件は満たされていないことになり、PAP の適用外になるからである。

確かに我々は、日常的には、因果的に決定されいやうがいまいが、「他のことはできなかったのだ」という言い訳を（もしそれが正直な発言であるならば）妥当な言い訳として認め、「それは（決定論が正しい

ために）誰にでも成り立つことだから、言い訳にならない」と返答したりはしない。では、フランクファートの狙い通りに、因果的に決定されているためにある行為を行うことと、本当にそれがしたいためにその行為を行うことの 2 つを両立させることは、どのようにして可能だろうか。

我々は、ケース 4) を、実際には他のことが可能だったケースとして扱ってきた。そして、このケースにおいても、「他のことはできなかった」という言い訳は通用するものと考えてきた。我々がこの言い訳を妥当な言い訳として認めるのは、「他のことができなかった」ということが、実際に真であったか否かに關係なく、行為者の理由になっていると考えるからであった。では、これが行為者の理由になっていることをフランクファートはどのようにして説明できるだろうか。フランクファートの言う「他の行為が可能だったならば他の行為を行っていたか」という基準は説明に有効でない。ケース 4) において、行為者は実際に他のことができた状況にありながら当の行為を行っていたのだから、「他の行為が可能だったならば他の行為を行っていた」という条件を満たしていない。したがって、フランクファートの基準を用いるならば、ケース 4) は「他のことができなかった」ことが行為者の理由になってしまい、ケースになってしまっている。ケース 4) において、「他の行為が可能だったならば他の行為を行っていた」という条件が満たされていないにもかかわらず、「他のことができなかった」という発言を我々が言い訳として認めるのは、私の考えでは、彼が「他のことができたなら他のことをしていた」と発言するだろう、ということが真だからである。つまり、「他のことはできなかった」と発言する行為者に責任が帰属されないのは、「他のことができない」ということが行為者の理由であるからであるが、これは言い換えれば、「もし他のことができる行為者が思っていたら、他のことをしたであろう」ということが真だからである。逆に本当にしたかった〈ために〉その行為を行ったような場合には我々は責任を帰属させるが、これは、実際に他のことができるかどうかに關係なく、「もし他のことができる

と行為者が思っていたとしてもそれを行ったであろう」ということが真である場合である。

一方、決定論者が、「因果的に決定されている〈ために〉ある行為を行った」と言う場合には、それは、因果的に決定されていることや、そのために他の行為が不可能になっていることが行為者の〈理由〉になっている、という意味ではない。その行為を行ったのが決定されていた〈ため〉であるということは、行為者の信念とは無関係に、客観的に判断される事柄であるように思われる。「もし因果的に決定されていなかったら他の行為をしたかどうか」を何に基いて判断したらよいのかははっきりしない。だが、仮に、「決定されていなかったら他のことを行っていただろう」ということが真だとしよう。その場合、「決定されているためにその行為を行った」ということはフランクファートの基準に基いて正しくなるように思われる。

「他のことができなかつた〈ために〉それを行つた」ということに、このような2つの異なる解釈を与えるということが、フランクファートに残された唯一の可能性であるように私には思われる。この解釈のもとでは、(a) 他のことができないという状況(例えば、因果的に決定されていること)が、彼の行為をもたらすことに役割を果たしているということと、(b) その行為を本当にしたかった〈ために〉その行為を行つた(行為者が「もともとそれをしたかったのだ」「他のことができてもそれを行つた」と述べる)、ということの2つが満たされることは可能である。

だが、既に述べたように、「他のことができなかつた〈ために〉それを行つた」ということを、「他のことができなかつたという〈理由で〉それを行つた」ということだと解釈することは、問題を含んでいる。この解釈では、脳を操作されて行為した場合にも、「他のことができなかつた」ということが行為者自身の述べる理由にはなっておらず、「他のことができなかつたという〈理由で〉それを行つた」のではないことになる。行為者はむしろ「それを本当にしたかった〈ために〉」したと言わなければならない。したがって、そのようなケースでは、(a) と (b) の両方が満たされていることになってしまふ。従つ

て、PAP'の前件を満たしておらず、PAP'の適用外のケースとなる。責任を帰属させられないケースであることは明らかであるように思われるのに、PAP'を適用して責任がないことを説明することが不可能になるのである。因果的に決定されているということと責任があることの両立が可能になるような「ために」の解釈を探るならば、それは、脳を操作されることと責任があることの両立もまた可能にするような解釈になってしまふのである。

第三の問題は、PAP'に抵触する疑いのあるケースをどのように処理するかということである。PAP'が正しく、さらに、「他の行為が不可能だったためにその行為をした」とは「他の行為が不可能だったという理由でその行為をした」ということだとするならば、行為者の「それしかできなかつたから」という言い訳はいつでも通用するということになる。だがこの言い訳が通用しない場合もあるのではないか、という疑問もあるかもしれない。

ケース 6)

ピエールは外から鍵をかけられる音を聞いたが、ピエールの家は普通の家だったので、内側から鍵を開けることも可能であった。しかしピエールは、ある非常に理不尽な理由から、出るのは不可能だと思い込み、テレビを観続けた。

このような場合、我々がピエールの行為を非難することはありうるのでないか。「出るのは不可能だ」という思い込みはあまりに非常識である。ピエールは友人を迎えて行くべきだった」と我々は言うように思われる。

このとき友人を迎えて行かなかつた理由としてピエールが挙げるのは、「出られなかつた」こと、すなわち家にいる以外の行為が不可能であったことである。だが、それにもかかわらず、彼の行為は非難されるのである。

このケースをフランクファートはどのように説明できるだろうか。一つの可能性は、これがPAP'に対する反例になつていいことを示すことである。

このケースにおいてピエールは、「部屋に閉じ込

められている。この状況で行えることは、部屋でテレビを観続けることだけである。だからテレビを見続けてよい」と判断している。一方、ケース4)のように、彼が「出られない」と判断するのも当然だったような場合にも、彼は同様の判断をするだろう。もし行為の道徳的善し悪しはその動機に基いて決まる、ということを受け入れるのだとすれば、この2つのケースにおけるピエールの行為は、同じ判断に基く行為であるから、道徳的には同じように評価するのが妥当だということになるだろう。従って、ケース4)とケース6)のどちらにおいても、部屋に居続けるという行為についてピエールは非難されないはずである。

確かに、一方では「仕方がなかった」という発言によって我々はピエールに対する評価を控えるし、一方では控えない。しかし、そのときに、同じように部屋にいるという行為を選択したことについて評価をしているのかどうかは疑える。ピエールを評価するとき、我々はむしろ、実際には出られることを彼が知らなかったということについて、評価を下しているのではないだろうか。我々が彼を非難するのは、彼の行為選択そのものについてではなくて、彼が「部屋に閉じ込められた」と判断したことについてである。この時に非難されているのは、具体的には、行為ではなくて、彼の無知である。(したがって、もしここで責任が問題となるのであれば、それは行為の責任ではなく、無知という彼の状態についての責任が問題になるのである。)⁹⁾

このように考える可能性はあるかもしれない。だがその場合は、更に次のように反論されよう。もし単に常識をもっていないというだけであり、(たまたまあれ)他人に何の迷惑もかけていないのであれば、それだけで人が非難されることはないだろう。部屋から出られないことを知らなかった、というだけでは、ピエールは責任を問われない。彼が責任を問われるのは次のことによる。彼の行為は、単に「部屋に閉じ込められた」という判断に基いて部屋にいることを選択した、というものではない。彼の行為は、約束を破るという行為になっている。彼の行為を「約束を破るという行為」であると表現

することに誤った点はない。そして「約束を破る」という行為であるからこそ、彼には責任が帰属されるのである。したがって、彼が非常識な思い込みによって「出られない」という誤った判断をしたことではなく、その判断が原因となって引き起こされた「その行為について」、彼は責任を負っていると言えるのである。

4 結論

結局、フランクファートによるPAPの擁護は、失敗していると私は考える。PAP'への修正は、1)~6)のケース全てを説明するものではなく、更なる修正が必要である。

フランクファートの出したPAPへの反例は、決定論と責任の両立可能性をめぐる議論に対して影響力をもってきたが、彼の説明がそれらの議論に対してもっている意味が正確にいってどのようなものであるのかは、今後さらに考えいかなければならぬ課題である。少なくとも、フランクファートの考えるそのままの形では、決定論と責任の問題を解決するのに役立つようには思われない。

注

- 1 ケース1)~6)は、R. Martin, *There Are Two Errors In The Title Of This Book [sic]*, Broadview Press, 1992, pp. 209-210. をもとに構成したものである。
- 2 フランクファート自身が挙げている例は、①ある人物Aが脅しをかけられているが故に、Aには他の行為をする可能性がなくなっているケース、②ある人物Aが人物Bに特定の行為をさせようとし、Bがその行為を自発的に行わないようであればその行為をBに強制的に行わせる用意がAにはあるが、実際にBが自発的に行ったので何の強制力も働かせなかっただけのケース、の二例である。彼は、単にPAPへの反例を挙げるだけでなく、脅し等による強制力によって責任が免除されることと、他の行為の可能性との関係を明らかにする、という意図のために、脅しを含むケースを用いている。
- 3 以下では簡略のためにこの「行為の生成において役割を果たす」という表現を用いているが、フランクファートの表現に忠実に述べるなら、「行為者が実

- 際に行ったその行為をその行為者が行うことをもたらすことにおいて役割を果たす」である。
- 4 「自身を反映した」の「反映する」は、フランクファートの表現では、“identify”である。「彼が自分自身をそれに同一視するところの欲求」というのが直訳である。
- 5 フランクファートによる責任帰属の必要十分条件は、ケース 2) の場合を、次のように説明しなければならないようと思われる。このケースは、「彼は本当は迎えに行った方がいいと思っているのだが、それがかなわないので部屋にいた」事例なのだから、彼の持っている二階の欲求は、迎えに行きたいという欲求に従いたいという欲求であり、彼自身を表す一階の欲求は、迎えに行きたいという欲求である。これらが叶えられないために、部屋にいるという一階の欲求に従って行為しているのだ。
- だが、部屋から出られないことを知っている以上、彼は、部屋から出たいという欲求に従うことは不可能だと信じているはずである。では、そうしたとき、彼はどのような欲求に従って行為したいと思っているだろうか。彼は何か別の二階の欲求を持っているのだろうか。
- 出て行くのが不可能だと思いつつ、出て行きたいという一階の欲求を持つ、ということは可能かもしれない。だがそのときの欲求とは、〈鍵が外されてドアを開けられるようになる〉ということへの欲求であるように思われる。しかし、〈鍵を外してもらうことへの欲求に従って行為する〉とか、〈鍵が外されることへの欲求に動機づけられて行為する〉、というのは意味をなさないように思われる。このような場合、彼の自己を形成する二階の欲求が何であるのかも、明らかでないように思われるのだ。
- もちろん、このような場合には二階の欲求はない、と考えれば、フランクファートの理論でも、ピエールに責任がないことを説明できる。だがこの考えでは、そもそもピエールが責任を帰属される「人格」ではないために責任がないのだ、ということになってしまう。
- 6 〈ために〉と〈ただそれだけのために〉はそれぞれ“because”と“only because”を訳したもので、「～の目的で」という意味合いはないものとして用いている。
- 7 H. Frankfurt, “Alternate Possibilities and Moral Responsibility,” in *The Importance of What We Care About*, Cambridge, 1988, p. 10. (邦訳は吉

原による)

- 8 H. Frankfurt, “Alternate Possibilities and Moral Responsibility,” in *The Importance of What We Care About*, Cambridge, 1988, pp. 9-10.
- 9 フランクファートは、論文 “Three Concepts of Free Action” (Frankfurt, “Three Concepts of Free Action,” in *Proceedings of Aristotelian Society*, supplementary volume, 1975) の中で、スピードを出しすぎたドライバーが車の陰から飛び出してきた子どもを轢いてしまった場合、そのドライバーの行為は、同様の運転をしていたが子どもがいなかっただために轢くこともなかったドライバーと同程度の非難に値するのみであると述べている。一つの行為には、自由に行った行為としての記述と、自由に行ったのでない行為としての記述の両方を与えることが可能である（むこうみずく運転したのは、ドライバーの自由意志であるが、子どもを轢くことをドライバーは自由に行った訳ではない）が、フランクファートは、自由な行為（むこうみずく運転したこと）には道徳的責任が帰されなければならないが、自由でない行為（子どもを轢いたこと）にも道徳的責任が帰されなければならないとは考えていない。

これらのことを考えると、フランクファートが、非常識な思い込みによって部屋に居続けたピエールの行為について、部屋にいたのは自由な行為ではなかったのだ、と説明する可能性はあるだろうと私は考える。

(よしはら まさこ 現代教養学科)